

## 別表十一(一の二)

### 「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 2 項若しくは第 6 項(一括評価金銭債権に係る貸倒引当金)又は措置法第 57 条の 9 (中小企業者等の貸倒引当金の特例)若しくは平成 31 年改正法附則第 54 条(中小企業等の貸倒引当金の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成 31 年改正前の措置法(以下「平成 31 年旧効力単体措置法」といいます。)第 57 条の 9 第 3 項(中小企業等の貸倒引当金の特例)の規定の適用を受ける場合に使用します。

(注) 1 法第 52 条第 1 項第 3 号に掲げる法人(同条第 6 項の規定を適用する場合にあっては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる法人に該当するもの)が有する金銭債権のうち令第 96 条第 9 項各号(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金銭債権以外のもの及び法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、御注意ください。

2 法第 10 条の 3 第 1 項(課税所得の範囲の変更等)に規定する普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなる場合の当該普通法人又は協同組合等のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第 52 条第 2 項の規定は適用しませんので御注意ください。

#### 2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄(「1」から「17」まで)を記載します。

#### 3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期繰入額 1」	当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権(債券に表示されるべきものを除きます。以下同じです。)の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。
「法定の繰入率 5」	分子の空欄には、中小企業者等が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、措置法令第 33 条の 7 第 4 項各号(中小企業者等の法定繰入率)に規定する割合による場合に、その営む主たる事業の区分に応じ、次の数を記載します。 (注) 中小企業者等のうち中小法人にあっては、適用除外事業者に該当するものを除きます。	中小企業者等の判定については、87 ページを参照してください。 「卸売及び小売業」は、飲食店業及び料理店業を含み、割賦販売小売業を除きます。 「製造業」には、電気業、ガス業、熱供給業、水道業及

欄	記 載 要 領	注 意 事 項												
	<table border="1" data-bbox="534 235 1082 407"> <tr> <td data-bbox="534 235 625 320">事 業</td> <td data-bbox="625 235 718 320">卸売及び小売業</td> <td data-bbox="718 235 809 320">製 造 業</td> <td data-bbox="809 235 900 320">金融及び保険業</td> <td data-bbox="900 235 991 320">割賦販売小売業等</td> <td data-bbox="991 235 1082 320">その他の業</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 320 625 407">分子の数</td> <td data-bbox="625 320 718 407">10</td> <td data-bbox="718 320 809 407">8</td> <td data-bbox="809 320 900 407">3</td> <td data-bbox="900 320 991 407">13</td> <td data-bbox="991 320 1082 407">6</td> </tr> </table>	事 業	卸売及び小売業	製 造 業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の業	分子の数	10	8	3	13	6	<p>び修理業を含みます。</p> <p>「割賦販売小売業等」とは、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業をいいます。</p> <p>(注) 「割賦販売小売業」とは、割賦販売法第2条第1項第1号に規定する割賦販売の方法により行う小売業をいい、「包括信用購入あっせん業」とは、同条第3項に規定する包括信用購入あっせん(同項第1号に掲げるものに限ります。)を行う事業をいい、「個別信用購入あっせん業」とは、同条第4項に規定する個別信用購入あっせんを行う事業をいいます。</p>
事 業	卸売及び小売業	製 造 業	金融及び保険業	割賦販売小売業等	その他の業									
分子の数	10	8	3	13	6									
<p>「繰入限度額((2)×(3))又は((4)×(5)) 6」</p>	<p>次の法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 中小企業者等以外の法人の場合 ((2)×(3)) <del>又は((4)×(5))</del></p> <p>(2) 中小企業者等の場合 「((2)×(3)) 又は ((4)×(5))」の計算は、貸倒引当金の繰入限度額を計算するときの繰入率を次のいずれによるかに応じ、それぞれ次によります。</p> <p>イ 「貸倒実績率3」による場合 ((2)×(3)) <del>又は((4)×(5))</del></p> <p>ロ 「法定の繰入率5」による場合 <del>((2)×(3)) 又は</del> ((4)×(5))</p>	<p>中小企業者等が一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算における繰入率を「貸倒実績率3」によるか「法定の繰入率5」によるかは、その中小企業者等の選択によります。</p>												
<p>「公益法人等・協同組合等の繰入限度額(6)× <math>\frac{102、104、106 \text{ 又は } 108}{100}</math> 7」</p>	<p>次の事業年度の区分に応じ、それぞれ次により記載します。</p> <p>(1) 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×<math>\frac{\del{102、104、106} \text{ 又は } 108}{100}</math>」</p> <p>(2) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×<math>\frac{\del{102、104、106} \text{ 又は } 108}{100}</math>」</p> <p>(3) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×<math>\frac{\del{102、104、106} \text{ 又は } 108}{100}</math>」</p> <p>(4) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 「(6)×<math>\frac{102、104、106 \text{ 又は } 108}{100}</math>」</p>	<p>法人が平成31年旧効力単体措置法第57条の9第3項の規定の適用を受ける場合に記載します。</p>												

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
一 貸 倒 実 績 率 の 計 算 の 各 欄	各欄共通	各欄は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率につき、令第96条第6項の規定の適用を受ける場合に記載します。	令第96条第8項の規定により同条第6項に規定する貸倒実績率を計算する場合にあっては、同項第2号に掲げる金額の計算に関する明細を別表十一(一)に記載して添付してください。
	「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額9」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度(以下「前3年内事業年度」といいます。)分の別表十一(一)の「期末一括評価金銭債権の額24」の「計」の額の合計額を記載します。 (注) 金融に関する取引に係る金銭債権を有する法第52条第1項第3号に掲げる法人については、当期の一括評価金銭債権の繰入限度額の計算上適用した金銭債権の範囲と同一の範囲に係る金額を記載します(以下「11」から「14」までの各欄も、同様に記載します。)	当期が設立事業年度である場合には、当期のこの明細書の「期末一括評価金銭債権の額24」の「計」の金額を記載します。
	「令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額11」	前3年内事業年度分の令第96条第6項第2号イに掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を記載します。
	「損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額12」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の別表十一(一)の「19」の「計」の金額を記載します。
	「損金の額に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額13」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各連結事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	
二 括 評 価 金 銭 債 権 の 明 細 の 各 欄	「益金の額に算入された令第96条第6項第2号ニの金額の合計額14」	前3年内事業年度分の益金算入額のうち、前3年内事業年度分の別表十一(一)の「(22)又は(23)に金額の記載がある場合の(21)の金額24」の「計」の合計額により計算した金額を記載します。	
	「勘定科目」	売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。	
	「期末残高18」	売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額(取立不能見込額として計上されている金額を含みます。)を記載します。 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。	取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高18」に一括して記載します。
	「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額19」	法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「一括評価金銭債権の明細」の各欄	「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 21」	別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額 6」の合計額を記載します。	
	「実質的に債権とみられないものの額 25」	(1) 措置法第 57 条の 9 第 1 項及び措置法令第 33 条の 7 第 3 項の規定による簡便計算法（以下「簡便計算法」といいます。）を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。 (2) 簡便計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 30」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。	
「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄		法人が簡便計算法を選択した場合に記載します。	
「平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額 27」		中小法人等が措置法第 57 条の 9 第 1 項の規定の適用を受ける場合に、平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。	平成 27 年 4 月 1 日に存する法人（同日後に行われる適格合併に係る合併法人にあっては、当該法人及び当該適格合併に係る被合併法人の全て（当該適格合併が法人を設立する合併である場合にあっては、当該適格合併に係る被合併法人の全て）が平成 27 年 4 月 1 日に存していた合併法人に限ります。）について適用があります。
「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額 28」		平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 25」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。	「実質的に債権とみられないものの額」の計算につき基準年度実績によっていた場合には、改めて当年度実績によった場合に計算される金額を計算し、その計算した金額の合計額によります。

#### 4 根拠条文

法 52、令 96～98、規則 25 の 2～25 の 6、措置法 57 の 9、措置法令 33 の 7